

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()												
要望項目名	償却資産に対する固定資産税の見直し												
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（現行制度の概要） <table border="1"> <tr> <td>課税主体</td> <td>償却資産所在の市町村（東京都23区内は東京都が課税）</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>償却資産</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>償却資産の所有者</td> </tr> <tr> <td>評価方式</td> <td>旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>標準税率 1.4%</td> </tr> </table> 特例措置の内容 <p>国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類（注）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規の設備投資分を非課税とする。 ② 長期保有分の評価額の最低限度（5%部分）を段階的に廃止する。 <p>（注）地方税法389条第1項第二号の規定に基づき総務大臣が指定する償却資産（電力、ガス、鉄道、電気通信等）を除く。</p> 	課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1.4%		
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区内は東京都が課税）												
課税客体	償却資産												
納税義務者	償却資産の所有者												
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。												
税率	標準税率 1.4%												
関係条文	地方税法 第341条、第389条、地方税法施行令 第49条、地方税法施行規則 第15条の六、固定資産税評価基準												
減収見込額	<table> <tr> <td>① 新規設備投資分の非課税</td> <td>▲1,655億円（「機械及び装置」の新規設備投資分）</td> </tr> <tr> <td>② 評価額最低限度の廃止</td> <td>▲237億円（「機械及び装置」の評価額の最低限度（5%）部分）</td> </tr> </table>	① 新規設備投資分の非課税	▲1,655億円（「機械及び装置」の新規設備投資分）	② 評価額最低限度の廃止	▲237億円（「機械及び装置」の評価額の最低限度（5%）部分）								
① 新規設備投資分の非課税	▲1,655億円（「機械及び装置」の新規設備投資分）												
② 評価額最低限度の廃止	▲237億円（「機械及び装置」の評価額の最低限度（5%）部分）												
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災と急激な円高を契機に、産業空洞化とそれによる雇用喪失の懸念が強まっており、国内の企業立地の環境改善が急務。 ○ このため、償却資産に対する固定資産税のあり方を見直し、新規設備投資を促進し、産業空洞化を防止する。 <p>（2）施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「機械及び装置」について、新規設備投資分を非課税とすること <ul style="list-style-type: none"> ・企業は新規投資の際、償却資産税を含めて採算計算を行っている。しかし、海外には同様の税制は少なく、国内投資のみ採算が悪化し、投資判断に影響する事例も存在。 ・事業用資産に対する課税は国際的にも稀であり、国内での競争条件が悪化する恐れ。 ・国内の投資は減少傾向。このまま有効な施策が講じられないと、投資の減少傾向に歯止めがかからず、産業空洞化を抑制できない。 ○ 「機械及び装置」について、評価額の最低限度（5%部分）を段階的に廃止すること <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業や石油精製業等では、ランニングコストのうち評価額の最低限度（5%部分）に係る償却資産税の割合が大きく、海外製品との厳しい競争の中、国内における事業継続の判断に影響。 ・償却資産税の5%部分が廃止された場合、国内で事業継続に好影響。減税分のキャッシュフローにより、生産性向上・環境関連投資等、競争力強化の投資が可能となり、国内の事業継続に寄与。 												

合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済成長 (関連する閣議決定等) <産業空洞化防止、立地競争力の強化等に言及したもの> ○ 政策推進の全体像（平成 23 年 8 月 15 日閣議決定） II. 新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化 ・空洞化防止・海外市場開拓 <u>かつてない空洞化の危機を克服するため、当面は、電力制約や原発事故という 2 つの不安要因の払拭に全力を尽くす。また、サプライチェーンの復旧・再構築に向けた取組を推進するとともに、「国際的風評被害対策・日本ブランド再構築に関する政府・関係機関の連絡会議」を開催し、風評被害を払拭し、日本ブランドの回復・再構築を図るための体制を構築する。</u> <u>中長期にわたる課題として、海外とのヒト・モノ・カネの流れを拡大し、産業の国際競争力を強化し、環境変化に対応した新たな産業・市場構造への転換が重要であるこのため、①立地競争力の強化やアジア拠点化推進、（略）に取り組む。</u> ○ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定） 5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ①企業、産業・技術等 <u>(ii) 震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、企業の我が国における立地環境を改善するため、供給網（サプライチェーン）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置する。（略）</u> <u>さらに、平成 23 年度税制改正法案に盛り込まれた、国税と地方税を合わせた法人実効税率の 5% 引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保する。</u> <u>これらにより、東アジア等における企業立地競争が激化する中、国としての取組みを強化する。</u> ○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） III. アジア展開における国家戦略プロジェクト 7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等 <u>日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。（略）雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。（略）</u> <u>これにより、日本に立地する企業の競争力を向上させ、雇用増につなげる。また、高付加価値型外資企業の立地促進等により外資企業による雇用倍増を実現し、対内直接投資を倍増させる。</u> (別表) 成長戦略実行計画工程表 2020 年までに実現すべき成果目標 企業の競争力強化・国内立地の促進 自律的経済成長の実現、国内雇用の確保</p>
政策の達成目標		<p>国内の新規設備投資を促進し、また、長期保有設備を用いる事業者の国内での事業継続を促進にすることにより、産業の空洞化を防止する。</p>
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置	

	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化・国内立地の促進、自律的経済成長の実現、国内雇用の確保
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	「機械及び装置」に係るすべての設備投資と長期保有の償却資産について適用。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械及び装置」の新規投資が非課税とされた場合、設備投資額の増加効果があり、地域や他産業へも効果が波及することによって地域経済が活性化、GDP・雇用者数の増加に貢献。 ・償却資産税の5%部分が廃止された場合、国内での事業継続に好影響。減税分のキャッシュフローにより、生産性向上・環境関連投資等、競争力強化の投資が可能となり、国内の事業継続に寄与。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・法人実効税率の5%引下げ（平成23年度税制改正法）等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本要望とともに、産業空洞化防止策に位置づけられる。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・国税（法人実効税率の5%引下げ等）等とあわせ、投資にかかる固定費である地方税についても措置が必要。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

ページ

—